

# 名家連ニュース

令和元年8月20日(火)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.639号



## 差別や偏見はなくなりつつあるのか ～障害者の人権について考える～



主催：愛知障害フォーラム、会場：名古屋市総合社会福祉会館、講師：藤井克徳氏（日本障害者協議会代表・日本障害フォーラム副代表）、内容：講演とシンポジウム—8月17日（土）に開催されました。第1部の基調講演は藤井克徳氏（日本障害者協議会代表・日本障害フォーラム副代表）、第3部のシンポジウムの進行は伊藤葉子氏（中京大学現代社会学部准教授）、シンポジストは牛田正美氏（愛知県難病団体連合会事務局長）、小森淳子氏（優生手術被害者とともに歩むあいちの会）辻直哉氏（愛知障害フォーラム事務局長）、藤井克徳氏です。当日の概要をお伝え致します。（参加者：堀田、池山 文責：堀場）

### 第1部「基調講演」 藤井克徳氏の講演概要

#### ◎障害者は特別な人ではない

「令和元年度版障害者白書」では身体障害者436万人、知的障害者108万人、精神障害者419万人、認知症患者602万人、難病・弱視・難聴・発達障害・未治療者を含め1562万人。人口割で12%半ばとなる。

誰もが障害者になりうる。従って、障害者の問題は社会全体の問題、障害者に対する差別・偏見は市民共通のテーマでもある。

#### ◎障害のある人の今一見破できない事象

##### 1. 「やまゆり園事件」をどう見るか

①個別要因—植松被告人の言動に至った経過は裁判待ち。彼は「障害の重い人」は「心失者」と答えた。

②背後要因—物事のキーワードを生産性、経済性、効率性に置く、弱肉強食の社会の在り方

##### 2. 「座敷牢」（監禁の発覚）、社会的入院・入所、身体拘束は政策的な人権侵害

日本の精神科病床数は世界の精神科病床の20%、日本の病床の20%を占めている。在院日数の平均は266日、一般病床は16.4日である。座敷牢よりはましたと精神病院法を制定してから100周年になる。精神障害者分野は、人権侵害のオンパレードである。

例：ナイチンゲールも2ヶ月以上入院すると「致命的な病気の大半は病院でつくられる」と長期入院すると生活能力が奪われ、自分の人生も返ってこないと指摘していた。

##### 3. 国による障害者雇用の水増し問題（官製の障害者排除・差別）

水増しの経過は、①わが省以外から新たに雇いたくない②とはいえ、雇用率は守らなければならない③守るために省内から障害者を探し出そう（例：視力0.1以内を障害者とみなす）④尚、足りないので数はつくり出そう（退職者もカウント）⑤やれやれ今年度もうまく数字が整った—合理的配慮は考えず、障害者を入れると省内の労働力が低下してしまうという障害者差別・排除の論理が優先した結果であることが明らかになった。これが毎月の勤労統計調査の問題点である。

##### 4. 優生保護法被害者への国の対応

同意なき不妊手術1万7千人。強要8,518人。家族同意のみ6万人。被害補償額300万円の低さ—エイ



ズ被害 4,500 万円、ハンセン病被害者 800 万円～1,400 万円、交通事故でも 1,900 万円である。

## ◎看破できない事象の共通点—障害者を苦しめる3つの共通点

1. 優生思想 強い者を残して弱い者を消していく（障害者への排除や差別、社会防衛的な考え方）
2. 標的の多くが無抵抗者（犠牲は知的障害者と精神障害者に集中）
3. 不可逆的な被害（元の人生や状態に戻れない）例：座敷牢事件、やまゆり事件、長期入院・入所

## ◎優生思想や差別にどう対峙するか

1. 優生思想は人によって生み出されたもの、人でしか克服できないもの
2. 市民意識と政策との関係（人間がつくったものは、人間で取り返す）



①政策が先あって、意識は後でついてくるもの—根本的な政策転換を図る

障害者の所得補償—経済基盤は独立の基盤。基礎年金制度（30年前のもの）を見直していく。

扶養義務制度—130年前の民法 877条の見直し。成人に達したら家族扶養から社会扶養に切り替える。

②町の中の秘境は「精神科病院」と特「特別援学校」。もっと入り込めるようにしないといけない。差別の反対語は「無関心」「無知」。

②障害者権利条約（世界共通のルール）を愛知県の隅々に活かす

権利条約第3条、第17条の「固有の尊厳」「合理的配慮」が重要。権利条約50条はどこを見ても目標になる。障害者に特別の権利を求めている。「他者との平等を基礎として」のフレーズが35回登場する。医学モデルから社会モデルへの転換。社会への在り様を問題にしている（イエローカード）。あらゆる場面で「私たち抜きに私たちのことを決めないで!!」—このフレーズを活かし、浸透させていく。最後に藤井氏は「集まること」「学ぶこと」「つながること（違う考え方、遠い人の考え方を知る）」「伝えること」「動くこと（動けば希望が見えてくる）」を参加者に呼びかけました。

## 第2部「シンポジウム」～差別や偏見をなくそう、このあいちから～

≪牛田正美氏≫難病患者は「遅れてきた障害者」。2015年の難病法施行（110疾病）で初めて法律に明記された。2019年は333疾病になる。県内障害者50万人のうち難病患者は4万人と少数。2020年に向けて難病法の見直し議論が始まっている。障害者手帳を持っているのは20%程度。手帳のない難病患者は障害者雇用率の対象から除外され「就労促進の大きなハードル」になっている。

≪小森淳子氏≫優生保護法は「不良な子孫の出生を防止すること」を目的とし、「生まれていい命」と「生まれてきてはいけない命」と「命に優劣」をつけてきた。本人は障害を抱え2人出産。「障害者が子供を欲しがるのは我がまま」「あなたは自分のわがままのために、2人の人間を不幸にした」と言われた。壮絶な子育て体験を披歴。地域の多くの支援者やボランティアに囲まれ育っていった。障害者ならではの子育てを語っていくことが差別をなくす活動に繋がり、優生保護法の呪縛から解き放たれるのではないかと考える。



≪辻直哉≫「天白養護学校での虐待事件」も真相は隠された。「愛知県教育委員会における障害者雇用増し」は全国都道府県機関で最多であった。県教委の雇用数は当初672人としていたが実際は247人。

「故意の水増しではない」と強弁し幕引きをした。県内150ある学校でエレベーターを設置している学校はない。名古屋城問題。5階構造、高さ50m（マンションの13階建ての高さ）でエレベーター設置せず。会議の資料・議事録不存在、計画書は全て黒塗りのままである。権力者（市長）が情報操作（都合の悪い情報は隠蔽）して、聴衆（市民）を煽って障害者差別を助長していると告発した。

藤井氏は、何れも率先して障害者差別解消の範を示すべき「官」による確信犯的行為と断罪。「官」も「民」も、「医療」も「福祉」も、「も」で繋ぐことの大切さを強調しました。

